



兵庫労働局発表
平成26年8月5日

報道関係者 各位

[照会先]
兵庫労働局労働基準部
賃金課
課長 福丸 裕久
専門監督官 箕笹 幸介
TEL 078-367-9154
FAX 078-367-9165

兵庫県最低賃金時間額の15円引上げを答申

—時間額776円に—

平成26年8月5日、兵庫地方最低賃金審議会（会長 とりべしんじ 鳥邊晋司（兵庫県立大学大学院教授）。以下「審議会」という。）は、「兵庫県最低賃金の改正決定」について、慎重に調査審議を重ねた結果、県内の全ての事業場で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金の改正について、下表のとおり金額を引き上げる旨、兵庫労働局長（なかやま あきひろ 中山 明広）に答申を行った。

兵庫県最低賃金改正決定の答申	
兵庫県最低賃金	時間額776円
引上げ額	15円
効力発生の日	発効予定日 平成26年10月1日

1 審議会の答申

- (1) 審議会は、平成 26 年 7 月 4 日に、兵庫労働局長から平成 26 年度兵庫県最低賃金の改正諮問を受け、専門部会を設置して、慎重に調査審議を重ねた結果、8 月 5 日に兵庫労働局長に対して、兵庫県最低賃金の金額を、時間額 776 円（引上げ額 15 円）に改正することを答申した。

審議会においては、「平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安について」（平成 26 年 7 月 29 日中央最低賃金審議会答申）を参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮し、生活保護に係る施策との整合性に配慮しつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

- (2) 答申では、平成 24 年 10 月 1 日改正発効された兵庫県最低賃金（時間額 749 円）を平成 24 年度の生活保護費と比較したところ 13 円下回り、かつ、平成 25 年度の兵庫県最低賃金の改正（時間額 761 円）を考慮しても 1 円下回っていたことから、これを今年度で解消することとしたものである。

2 兵庫県最低賃金の決定までの今後の予定

- (1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を平成 26 年 8 月 20 日まで受け付ける。
- (2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金の改正を決定し、官報に公示する予定である。
- (3) 改正された兵庫県最低賃金は、平成 26 年 10 月 1 日から発効する予定である。



平成 26 年 8 月 5 日

兵庫労働局長
中山明広 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 鳥邊晋司

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 26 年 7 月 4 日付け兵労発基 0704 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

答申に当たっては別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより平成 24 年 10 月 1 日改正発効された兵庫県最低賃金（時間額 749 円）と平成 24 年度の生活保護水準とを比較したところ 13 円下回り、かつ、平成 25 年度の兵庫県最低賃金の改正（時間額 761 円）による引上額 12 円を加えても 1 円下回っていたことから、これを今年度で解消することとしたものである。

また、政府において、中小企業に対する支援等に向けた実効ある取組みを要望する。

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 776円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

兵庫県最低賃金と生活保護との比較について

1 兵庫県最低賃金（発効日）

- (1) 平成 24 年度 時間額 749 円（発効日 平成 24 年 10 月 1 日）
- (2) 平成 25 年度 時間額 761 円（発効日 平成 25 年 10 月 19 日）

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
12～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成 24 年度
- (3) 生活保護水準（平成 24 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の兵庫県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（111,760 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (1) に掲げる金額の 1 箇月換算額（註 1）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると兵庫県最低賃金が下回り、その乖離額は時間額（註 2）に換算すると 13 円であった。これに平成 25 年 10 月 19 日改正発効による引上額 12 円を減ずると残る乖離額は 1 円となる。

最低賃金法第 9 条第 3 項の規定に基づき生活保護に係る施策との整合性を図るためにも、別紙 1 の結論を踏まえた改正決定を行うことが望まれる。

（註 1）最低賃金 1 箇月換算額

$$749 \text{ 円（兵庫県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.844 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 109,869 \text{ 円}$$

※ 平成 26 年 7 月 29 日付け中央最低賃金審議会の「平成 26 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」別添グラフに示された比率。

（註 2）時間額換算差額算出法

$$\text{（上記 2 の (3) に掲げる金額} - \text{上記 1 の (1) に掲げる金額の 1 箇月換算額）} \\ \div 173.8 \div 0.844$$

※ 1 円未満は切り上げ。